

国際運輸労連

第43回世界大会

2014年8月10-16日、ソフィア

修正動議

第8号動議：中東

修正提案 1

CGT (フランス) の提案

- i. 第7、8、9、10、11、13段落を削除する。

修正提案 2

CCOO (FSC-CCOO) (スペイン) および SMC UGT (スペイン) の提案。

- i. 第7、8、9、10、11、14段落を削除する。

第14号動議：メキシコシティー・ポリシー：自国籍船；相互尊重と連帯

修正提案 3

全日本海員組合、中国海員总工会（台湾）、全国海事機関士組合（ノルウェー）、インド船員組合（NUSI）、ノルウェー職員組合、ノルウェー船員組合（NSU）、北米船員組合（米国）、ロシア船員組合、スウェーデン船員組合（SEKO）、ヴェルディ労組（ドイツ）

- i. 線で消した言葉を削除し、題名を「メキシコシティー・ポリシー：自国籍船；相互尊重と連帯」に修正する。
- ii. 次の通り、第2段落を新たに追加する。
「船舶の受益船主がその船舶の旗国以外にある」という便宜置籍（FOC）の定義を想起し、
- iii. 元々の第2段落を第3段落とし、内容を次の通り修正する。
また、自国籍船には、旗国の ITF 加盟組合が交渉の末に締結した国内協約の適用を受ける船員が乗り組むべきと記した自国籍船ポリシーを想起し、
- iv. 次の通り、第4段落を新たに追加する。
多くの自国籍船に非居住船員が乗船していることを認識し、

- v. 元々の第3段落を第5段落とし、内容を次の通り修正する。
ITF メキシコシティー・ポリシーの第12、~~13~~段落に明記されている通り、ある船籍をFOCに指定したり、旗国のITF加盟組合との協議手続きに基づき、ある船舶を個別にFOCに指定する権利をITFが有することに留意し、
- vi. 元々の第5段落を第6段落とし、
- vii. 元々の第4段落を第7段落とし、
- viii. 元々の第6段落を第8段落とし、内容を次の通り修正する。
地域政策が策定された理由がより良く理解され、世界的な対応がより良くなされなければ、ITFの便宜置籍船（FOC）キャンペーンの基礎であるグローバル連帯が弱体化を防ぐために、特に地域政策策定に関する追加的な教育セミナーや関連指導教材の必要性を認識し、~~する可能性があるという、地域の政策策定に対して必然的に発生する懸念を浮き彫りにし、~~
- ix. 元々の第7段落を第9段落とし、内容を次の通り修正する。
~~また、2002年に部員タスクフォースが初の職種別フォーラムとして、先進国の比較的コストの高い部員の雇用問題を検討するために立ち上がったにもかかわらず、国際部員フォーラムや国際職員フォーラムをの設置することは、ITFを職種によって分断する結果となったかもしれないということにつながるだけだとの懸念が表明されてきたことを想起認識し、~~
- x. 元々の第8段落を第10段落とし、内容を次の通り修正する。
また、ITF船員部会は、選挙で決まる全ての役職、様々な小グループ、小委員会、臨時設置グループにおいて、部員と職員のバランスを維持する義務があり、これが原則として維持されるなら、相互尊重の構築に役立つだろうことを再確認も想起し、
- xi. 元々の第9段落を第11段落とし、内容を次の通り修正する。
メキシコシティー・ポリシーでは、二国間協定をより大々的に活用し、労働供給国の加盟組合の権利を確保を認識するための協力の方法論を形成することが奨励されていることにも留意し、
- xii. 元々の第10段落を第12段落とする。
- xiii. 元々の第11段落および第12段落を削除する。
- xiv. 次の通り、第13段落を新たに追加する。
旗国の組合と受益船主国の組合/労働供給国の組合との間に透明性が欠如しており、これがITF内部における競争の原因となりかねず、また、FOCキャンペーンに有害となり得ることに懸念を表明し、従って、ITFが以下を行うべきであり、
- FOC船以外の船舶に対する行動は、通常、旗国のITF加盟船員組合の合意を持ってのみ実施されるべきであることを加盟組合に再認識させる。

- 船舶の受益船主がその船舶の旗国以外にある場合に、受益船主国の組合が自国籍船の協約締結を申請した場合の協約の承認に関して、透明性を確保するための手続きを確保する。
- ITF のメキシコシティー・ポリシーおよびその付録を遵守するよう、ITF 加盟組合に求める。
- 受益船主が旗国以外にある場合の自国籍船の問題については、受益船主国の組合と旗国の組合に協議するよう、ITF 加盟組合に要請する。

xv. 元々の第 13 段落を第 14 段落とし、内容を次の通り修正する。

以下を確実に果たす目的で、次の 4 年間で、労務コストの高い組合、低い組合、職員組合、部員組合、受益船主国の組合、自国籍船の組合、実効支配の組合、労働供給国の組合など、全ての船員加盟組合間の相互尊重と持続可能な関係の醸成に捧げることを ITF に求める：

- ・ 全ての ITF 加盟船員組合間の相互尊重。
- ・ 可能な場合、二国間の関係づくりの促進。
- ・ 全ての船員にディーセントワークを公平に分配する。
- ・ 真正な旗国による規制に基づく自国籍海運の促進。
- ・ 結社の自由、団結権、公平な競争の場を確保する、受け入れ可能な団体協約公正な団体交渉権の尊重。
- ・ 船員の権利向上と海上労働条約(MLC)の実施のための活動を継続する。
- ・ 船員部会内の全ての選挙による役職で職員と部員のバランスを維持する。

xvi. 元々の第 14 段落を第 15 段落とし、内容を次の通り修正する。

世界、地域の両レベルの船員部会内のあらゆるレベルで、上述の原則を引き続き、優先課題とし、支持することを ITF 船員部会に求め、る。

xvii. もともとの第 15 段落、第 16 段落、17 段落を削除する。

第 15 号動議：外航船の交渉プロセスにおける労働供給国労組の役割

修正提案 4

汎ギリシア船員連盟 (PNO) の提案：

- i. 以下の通り、線で消した言葉を削除し、下線の文言を加え、第 6 段落を修正する：

したがって、2011 年 11 月の公正慣行委員会・運営グループ (FPC-SG) でメキシコシティー・ポリシーの実施について採択されたガイドラインに明記された基準を実施するよう、ITF 船員部会に要求する。それにより、受益船主国の組合と労働供給国の組合は、FOC 船に関する交渉プロセスにおいて、また、可能な場合、類似の二国間関係を自国籍船の組合と労働供給国の組合の間で醸成し、自国籍外航商船での二国間関係において、積極的な役割を主張することができるだろう。その結果、労働供給国の船員が継続して適切な保護と社会保障を職場や、居住地において受けられるようになり、船員の最大の利益を確保する上で正当であり、理に適っている。

修正提案 5

フィリピン船舶職員部員組合 (AMOSUP)、インドネシア船員組合 (KPI)、インド船員組合 (NUSI) の提案：

- i. 以下の通り、線で消した言葉を削除し、下線の文言を加え、第 6 段落を修正する：

したがって、ITF 船員部会、あるいは ITF の適切な機関に以下の実施を求める：

- a) 2011 年 11 月の公正慣行委員会・運営グループ (FPC-SG) でメキシコシティー・ポリシーの実施について採択されたガイドラインに明記された基準。それにより、受益船主国の組合と労働供給国の組合は、FOC 船に関する交渉プロセスで、組合や組合員の権利と義務、交渉権に関して合意されている慣行を確実に遵守するため、受益船主国主義に合致し、それを再確認することで、積極的な役割を主張することができるだろう。
- b) 自国籍外航商船での類似の二国間関係または二国間の取決め。その結果、労働供給国出身の船員が継続して適切な保護と社会保障を職場や、居住地において受けられるようになり、船員の最大の利益を確保する上で正当であり、理に適っている。

動議 F: 世界大会における女性の利益代表の増加

修正提案 6

CC00 (FSC-CC00) (スペイン) および SMC UGT (スペイン) の提案。

- i. 以下の通り、下線の文言を追加し、導入部分を修正する：

執行委員会は、大会だけでなく、ITF 機構や加盟組合の機構においても、女性代議員不足に対応するために、以下の規約改正を提案する。